

血液製剤等に係る遡及調査ガイドライン  
Q&A  
(改正版)

「基礎知識」編

- I B型肝炎ウイルス(HBV)とHBs抗原、HBs抗体、HBc抗体との関係及び核酸増幅検査(NAT)により検出されるHBV DNAとの関係
- II C型肝炎ウイルス(HCV)とHCV抗体、HCV抗原との関係及び核酸増幅検査(NAT)により検出されるHCV RNAとの関係

「実施関連の解説」編

- III 輸血前後の検査と保管検体について
- IV 輸血前後に実施する検査項目とその意義及び血清検体を医療機関が保存しておくべき期間など(B型肝炎ウイルス:HBV)
- V 輸血前後に実施する検査項目とその意義及び血清検体を医療機関が保存しておくべき期間など(C型肝炎ウイルス:HCV)
- VI 輸血前後に実施する検査項目とその意義及び血清検体を医療機関が保存しておくべき期間など(ヒト免疫不全ウイルス:HIV)
- VII 輪血前に実施するそれぞれの検査結果の意義と受血者への対応
- VIII 感染の因果関係を解析する手順、結果の判定(診断)など
- IX HBV、HCV、HIV関連検査の標準化のためのコントロールサー  
ベイ、その必要性と実施方法など

## <予備知識>

### 1 抗原・抗体

生体には、ウイルスや細菌など、もともと生体の中にはなかったもの（「異物」）が侵入すると、これらの異物に対していろいろな反応を起こす「免疫」という仕組みがあります。生体の中に異物が侵入すると、その仕組みが働いて異物に反応する特殊なタンパク質（免疫グロブリン）が作り出されます。異物に反応する免疫グロブリンを「抗体」といい、生体に侵入した異物を「抗原」といいます。

B型肝炎ウイルス（HBV）について言えば、HBVを構成するタンパク質（HBs抗原、HBc抗原、HBe抗原）が異物、すなわち「抗原」で、HBVを構成するタンパク質と反応する免疫グロブリンが抗体（HBs抗体、HBc抗体、HBe抗体）にあたります。

### 2 急性感染・持続感染

病原体が生体の中に侵入し、増殖を始めることを「感染」と呼びます。生体は感染した病原体に対して免疫反応を起こして、生体から駆逐し、一定期間の後に感染は終了します。このような感染の様式を一過性の感染（急性感染）と呼びます。急性感染のうち、症状が出現する（発病する）場合を「顯性感染」、全く気付かないうちに病原体を駆逐して治ってしまう場合を「不顯性感染」と呼びます。一方、感染した病原体が駆逐されずに長期間にわたって生体の中に存在し続ける感染様式があり、この状態を「持続感染」と呼び、持続感染状態に陥っている人を、その病原体の「持続感染者：キャリア」と呼びます。キャリアのうち、年余の長期症状が認められない場合を「無症候性キャリア」と呼んでいます。

HBVとHCVの感染には、急性感染と持続感染の2つの感染様式があります。

### 3 急性B型肝炎の「臨床的治癒」と「ウイルス学的持続感染」

一般に成人が初めてB型肝炎ウイルス（HBV）に感染すると、急性感染の経過をたどって、完全に治癒し、生体は免疫を獲得して再びHBVに感染することはありません。この状態をこのQ&Aでは（急性B型肝炎の）「臨床的治癒」と表現しています。

一般に、HBVの急性感染を経過した人では血中のHBs抗原は消失し、代わってHBs抗体（感染防御抗体）とHBc抗体（感染既往の指標となる抗体）とがほぼ生涯にわたって検出されます。

以上のように、HBVの急性感染を「肝炎という病気の側面」から見た場合、これまでの概念を変更する必要は全くないことは明らかとなっています。

しかし、近年、HBs抗原陰性、HBc抗体陽性のドナー（これまでの概念ではHBVの感染既往と考えられる人）の肝臓を移植された患者（レシピエ

ント)では、HBVの感染が起こることが明らかとなりました。

これを契機に研究が進められた結果、ほとんどのHBc抗体陽性(HBs抗原陰性)の人の肝細胞内にはごく微量のHBVが持続感染しており、これが肝移植後の免疫抑制療法に伴って活性化し、レシピエントがB型肝炎を発症することがわかりました。

また、HBs抗原陰性、HBc抗体陽性の人の血中にはまれにごく微量のHBVが核酸増幅検査(NAT)により検出される場合があり、このような血液の輸血を受けるとHBVに感染することがあることもわかつてきました。言い換えると、HBVの急性感染を経過した人のほとんどでは、本人の健康上何ら問題はない(臨床上肝炎は治癒している)ものの、肝臓内にはごく微量のHBVが感染し続けている(ウイルス学的には持続感染状態にある)ことがわかつてきました。

#### 4 核酸増幅検査(NAT)によるウイルス濃度の表示

核酸増幅検査(Nucleic acid Amplification Test:NAT、詳しくはIの4を御覧ください。)により測定した1ml中のウイルスの(核酸)濃度を表示する単位として、国際的にはIU/ml(国際単位)で表示するようになっています。

近い将来、日本でもコピー/mlからIU/mlの表示に移行するものと考えられます。

コピー/mlとIU/mlの両者の間及び検体中のウイルス濃度との間には一定の相関関係があります。しかし、これらはいずれもウイルス粒子の実数を数えているのではなく、検体1ml中のNATにより測定したウイルスの核酸の定量値を表示する「単位」として用いられているものです。

#### 5 感染価

「感染力」を定量的に表す単位として用いられています。

チンパンジーを用いたHCVの感染実験を例に挙げると(詳しくはIの5、IIの8を御観ください)、NATにより検出、表示されるHCV RNA量に換算した「絶対量」として、10コピー相当の接種材料を経静脈的に投与するとHCVの感染は成立するのに対して、1コピー相当の接種材料を接種してもHCVの感染は成立しないことが明らかとなっています。

この結果からHCVのチンパンジーへの感染価(Chimpanzee Infectious Dose: CID)は、下記のように表示されることになります。

$$1 \text{ CID} = 10 \text{ コピー相当}$$

## I B型肝炎ウイルス（HBV）とHBs抗原、HBs抗体、HBc抗原との関係及び核酸増幅検査（NAT）により検出されるHBV DNAとの関係

### 1 B型肝炎ウイルス（HBV）粒子とHBs抗原、HBc抗原との関係は？

B型肝炎ウイルス（HBV）は、直径約42nmのDNA型ウイルスです。

HBV粒子は、内部にHBVの遺伝子（HBV DNA）を持つ、直径約27nmのコア粒子と、これを包む外殻（エンベロープ）から成る（二重構造の）球形をしています。

HBVの外殻を構成するタンパク質が「HBs抗原」（Hepatitis B surface抗原）であり、コア粒子の表面を構成するタンパク質が「HBc抗原」（Hepatitis B core抗原）です。

HBVが肝細胞に感染すると、HBVの増殖に伴って肝細胞内でHBVの外殻タンパク質（HBs抗原：小型球形粒子、桿状粒子）が過剰に作られて、多量に血液中に放出されます。これらが日常検査で検出されるHBs抗原です。一般にHBVに感染している人の血液中には、HBV粒子1個に対して、500～1,000個の小型球形粒子及び50～100個の桿状粒子が存在します。

なお、HBc抗原は外殻に包まれてHBV粒子の内部に存在することから、そのままでは検出できません（詳しくは3をご覧下さい）。

### 2 「HBs抗原陽性」の意義は？また、「HBs抗体陽性」の意義は？

#### （1）HBs抗原陽性の意義は？

HBs抗原陽性ということは、その人がB型肝炎ウイルス（HBV）に感染しているということを意味します。

HBVに感染している人の血液中には、HBV粒子の他に多量の小型球形粒子及び桿状粒子（いずれも「HBs抗原」タンパク質）が存在します。

日常検査で検出している「HBs抗原」は、これらの小型球形粒子や桿状粒子（いずれもHBs抗原タンパク質）であり、HBV粒子それ自体を検出している訳ではありません。

言い換えると、HBs抗原タンパク質（HBVの外殻タンパク質と同じ抗原性を有する小型球形粒子や桿状粒子）を検出することにより、HBVそれ自体が肝臓内や血液中に存在することを間接的に知る方法がHBs抗原検査です。

#### （2）HBs抗体陽性の意義は？

HBs抗体はHBVの感染を防御する働きをもつ抗体です。

HBs抗体はHBs抗原に対応する抗体で、B型肝炎ウイルス（HBV）の外殻タンパク質（HBs抗原）のみならず、小型球形粒子及び桿状粒子（いずれもHBs抗原）とも反応します。

HBs抗体がHBV粒子の外殻タンパク質と反応すると、そのHBV粒子は肝細胞内へ侵入することができなくなり、その結果、感染が阻止されます。言

い換えれば、HBs 抗体は HBV の感染を防御する働きを持つ（中和抗体としての働きをもつ）と言えます。

また、HBV に感染し、（臨床的に）治癒した（HBV の一過性の感染を経過した）後に血中に出現することから、HBs 抗体陽性ということは、過去に HBV に感染して（臨床的に）治癒した後の状態（既往感染）であることも意味します（ただし、感染既往以外にも HB ワクチンを接種し、HBs 抗体が陽性となっている例もあります。）。

### 3 HBc 抗原とは？ HBc 抗体陽性の意義は？

#### (1) HBc 抗原とは？

HBc 抗原は B 型肝炎ウイルス (HBV) の内部粒子（コア粒子）の表面を構成するタンパク質です。

HBc 抗原は、外殻（エンベロープ）に包まれて HBV 粒子の内部に存在することから、そのままでは検出できません。検体（血清）に特殊な処理を施して、HBV のコア粒子をタンパク質の最小単位（ペプチド）にまで分解して HBc 抗原をコア粒子の内部に存在する HBe 抗原とともに感度よく検出する試みが行われています。

#### (2) HBc 抗体陽性の意義は？

HBc 抗体には HBV の感染を防御する働き（中和抗体としての働き）はありません。

HBc 抗体は B 型肝炎ウイルス (HBV) のコア抗原（HBc 抗原）に対する抗体です。

HBV に一過性に感染し（臨床的に）治癒する経過をたどった人では、HBc 抗体は HBs 抗原が血液中から消える前の早い段階から出現し、ほぼ生涯にわたって血中に持続して検出されます。

言い換えると、HBs 抗原が陰性で HBc 抗体が陽性の人は、過去に HBV に感染し、（臨床的には）治癒したこと（既往感染）を意味しますが、微量の HBV が血液中に検出される持続感染者も存在します。

HBV の既往感染例では、HBc 抗原による免疫刺激が途絶えた時点から年単位の時間をかけて血液中の HBc 抗体の量は徐々に低下します。その結果、HBc 抗体は「中力価」～「低力価」陽性を示します。

一方、HBV の持続感染者（HBV キャリア）では、血液中に HBs 抗原とともに高力価の HBc 抗体が検出されます（HBc 抗体「高力価」陽性）。

これは、HBV キャリアでは、①血液中に放出され続ける HBV 粒子の中の HBc 抗原による免疫刺激に身体がさらされ続けていることから HBc 抗体が沢山作られ血液中に大量に存在すること、②HBc 抗原が HBV 粒子の外殻に包まれた形で存在するために、血液中の HBc 抗体が抗原・抗体反応によって消費されないこと、によるものと解釈されています。

なお、ほとんどの HBc 抗体陽性の人ではその人自身の健康に影響を及ぼすことはないものの、血液中に HBs 抗原が検出されない場合（HBs 抗原陰性）

でも、肝臓の中にごく微量の HBV が存在し続け、核酸増幅検査（NAT）により HBV DNA が検出される程度の HBV が血液中に放出されている場合があることがわかつてきました。

#### 4 核酸増幅検査とは？

核酸増幅検査（Nucleic acid Amplification Test : NAT）は、標的とする遺伝子の一部を試験管内で約 1 億倍に増やして検出する方法です。この方法を B 型肝炎ウイルスの遺伝子（HBV DNA）の検出に応用することにより、最近では血液（検体）中のごく微量（21.5 コピー/ml、；4.3IU/ml 程度まで）の HBV を検出することができるようになりました。我が国では従来の 20 人分の血清をプールして 1 検体とした NAT にかえて、平成 26 年 8 月からは 1 人分の血清ごとの NAT による HBV DNA 検出を実施しています。この方法は HBs 抗原がまだ検出されない HBV 感染のごく初期（HBs 抗原のウインドウ期）にある HBV 陽性の献血者の血液を見つけ出したり、HBs 抗原が陰性で HBc 抗体だけが陽性である人の中から、ごく微量の HBV を血液中に放出している献血者の血液を見つけ出すことができます。このように輸血用血液製剤の安全性をさらに向上させる努力が続けられています。

しかし、特に HBV 感染のごく初期（HBs 抗原のウインドウ期）に献血された血液の一部については、NAT による HBV DNA の検出によるだけでは輸血による HBV 感染をなくすことは困難であることがわかつています（詳しくは 7 を御覧下さい）。

#### 5 感染してから HBs 抗原検査で「陽性」と判定できるまでの期間は？

HBs 抗原検査法の感度にもよりますが、ヒトでの解析結果をもとにした外国からの報告によれば、感染後約 59 日経てば HBs 抗原検査で HBV に感染したことがわかるとされています（Schreiber GB 他、N. Engl. J. Med. 1996）。

我が国で過去に行われたチンパンジーによる感染実験の結果をみると、 $10^7$  感染価の血清（HBV 量の多い血清）を 1ml 接種した場合、約 1 か月後に HBs 抗原が検出できたのに対して、同じ血清を最小感染価近くにまで希釈した血清（HBV 量が極めて少ない血清：1 感染価相当）を 1ml 接種した場合、HBs 抗原が検出できるようになるまでに接種後約 3 か月かかったと記録されています。（志方他、厚生省研究班 昭和 51 年度報告書）

感染時に生体に侵入した HBV の量や、経過観察時に選択した HBs 抗原検査法の感度などにより HBs 抗原が陽性となるまでの期間に多少の差はみられますが、ごく最近になって、チンパンジーにごく少量の HBV（感染成立に必要な最少ウイルス量：10 コピー相当のジェノタイプ C の HBV）を感染させた場合には、50～64 日、増殖速度の遅いジェノタイプ A の HBV を同様に感染させた場合でも、69～97 日で血中の HBs 抗原が検出できるようになります（Komiya Y 他、Transfusion. 2008）。

#### 6 感染してから核酸増幅検査で HBV DNA が検出できるまでの期間は？

ヒトでの解析結果をもとにした外国からの報告によれば、感染後、約34日経てばHBV DNA検査でウイルスに感染したことがわかるとされています。

(Schreiber GB 他、N. Engl. J. Med. 1996)

感染してからHBs抗原が検出されるまでの期間に差がみられることと同様に、感染時に生体に侵入したHBV量によってHBV DNAが検出されるまでの期間が異なることは容易に想定されます。ごく最近になって、チンパンジーにごく微量のHBV（感染に必要な最少HBV量：HBV DNA量に換算した「絶対量」として10コピー相当のジェノタイプCのHBV）を感染させた場合には、35～50日、増殖速度が遅いジェノタイプAのHBVを同様に感染させた場合でも、55～76日で血中のHBV DNAが検出できるようになります。

(Komiya Y 他、Transfusion. 2008)

## 7 核酸増幅検査（NAT）によるスクリーニング導入後も輸血後B型肝炎がごく稀に発生するのは何故？ その対処方法は？

現在、スクリーニングに用いられている核酸増幅検査（NAT）による1検体あたりのHBV DNAの検出感度はごく最近では21.5コピー/ml；4.3IU/ml程度とされています。2004年7月までは、50人分の血清をプールして1検体としたNATによるHBV DNAの検査（50プールNAT）が行われていました。2004年8月からは20人分の血清をプールして1検体としたNATによるHBV DNAの検査（20プールNAT）に切り換えられています。さらに、平成26年8月からは1人分の血清ごとのNATによるHBV DNA検出を実施しています。このことは、50人又は20人の供（献）血者の血液の中に少なくとも21.5コピー/ml；4.3IU/ml程度のHBVが含まれている血液が混在している場合にのみ、「HBV DNA陽性」と判定されることを意味しています。

一方、チンパンジーを用いた感染実験により、感染ごく初期のHBV DNA陽性の血清を用いた場合、「絶対量」として10コピー相当のHBVを経静脈的に接種するとHBVの感染が成立することがわかりました。ただし、（臨床的に）治癒した人（既往感染）の血液、すなわちHBs抗原が陰性で、NATによりHBV DNAが検出され、同時にHBc抗体も検出される血液では、その約100倍のウイルスを接種することにより、ようやく感染が成立することがわかっています。

この結果と、輸血には血漿量として少なくとも20ml（200ml全血由来1単位の赤血球濃厚液中の血漿量）以上が投与されることからして、NATを含めた現存する全ての検査を動員しても輸血に伴うHBVの感染を完全に防ぐことはできないことは自明のことであると言えます。

つまり、輸血に伴うHBV感染のリスクを少しでも軽減するためには、社会的対応、すなわち感染のリスク行為（よく知らない人との性交渉など）があった場合には、供（献）血は絶対に「しない」、「させない」ことを徹底することが大切であることを示していると言えます。

## **II C型肝炎ウイルス（HCV）とHCV抗体、HCV抗原との関係及び 核酸増幅検査（NAT）により検出されるHCV RNAとの関係**

### **1 C型肝炎ウイルス（HCV）粒子とHCV抗体、HCV抗原との関係は？**

C型肝炎ウイルス（HCV）は、直径55～57nmのRNA型のウイルスです。

HCV粒子は内部にHCVの遺伝子（HCV RNA）を持つ直径約30～32nmの内部粒子（コア粒子）と、これを被う外殻（エンベロープ）から成る（二重構造の）球形をしています。

HCVのコア粒子の表面を構成するタンパク質がHCVコア抗原です。

HCVコア抗原は、外殻（エンベロープ）に被われてHCV粒子の内部に存在することから、そのままでは検出できません。

一般に、C型肝炎ウイルス（HCV）の感染を知るための検査としては以下のようなものが用いられています。

#### **（1）「HCV抗体検査」**

C型肝炎ウイルス（HCV）に感染した生体（宿主）が作る抗体を検査する方法で、「HCV抗体陽性」と判定された人の中には、「現在HCVに感染している人」と「過去にHCVに感染し、治癒した人：既往感染者」とが混在しています。

#### **（2）「HCVコア抗原検査」**

C型肝炎ウイルス（HCV）粒子を構成するコア粒子のタンパク質を直接検査する方法で、HCVコア抗原陽性と判定された検体（血清）中にはHCVそれ自体が存在する（HCVに感染している）ことを意味します。

#### **（3）「核酸増幅検査」（Nucleic acid Amplification Test : NAT）**

C型肝炎ウイルス（HCV）の遺伝子（RNA）の一部を試験管内で約1億倍に増やして検査する方法で、検体（血清）中に存在するごく微量のHCVを感度よく検出する方法です。

### **2 「HCV抗体」とは？ 「HCV抗体」は感染防御に役立つか？**

「HCV抗体」には、HCVの感染を防御する働き（中和抗体としての働き）はありません。

HCV抗体は、C型肝炎ウイルス（HCV）のコアに対する抗体（HCVコア抗体）、エンベロープに対する抗体（E2NS1抗体）及びHCVが細胞の中で増殖する過程で必要な酵素などのタンパク質（非構造タンパク質）に対する抗体（NS抗体：c100-3抗体、C-33c抗体、NS5抗体など）のすべてを含めた総称です。

上記のそれぞれの抗体を組み合わせた総和としてのHCV抗体を検出することにより、HCVのどの遺伝子型（ジェノタイプ）に感染した場合でもHCVの感染の有無をもれなく検出できる検出系（第2世代、第3世代のHCV抗体

の検出系）が完成し、HCV の感染の有無を正しく診断ができるようになりました。

一般に、ウイルスの外殻（エンベロープ）に対する抗体は感染防御抗体（中和抗体）としての働きがありますが、HCV の場合はエンベロープを構成するタンパク質が変異しやすいことから、エンベロープに対する抗体（E2NS1 抗体）には「一般的な意味での感染防御抗体」としての働きはありません。

また、HCV コア抗体、非構造タンパク質に対する抗体（NS 抗体）も「感染防御抗体」としての働きはありません。

実際、HCV の既往感染者（HCV 抗体陽性、HCV RNA 隆性の人）に新たに HCV の再感染が起こった例が見出されています。

### 3 「HCV 抗体陽性」の意義は？

「HCV 抗体陽性」と判定された人は、「現在 C 型肝炎ウイルス（HCV）に感染しているキャリア」と、「過去に HCV に感染し、治癒した後の人：既往感染者」とに大別されます。

一般に、HCV キャリアでは、肝細胞内で増殖し、血液中に放出され続ける HCV の免疫刺激に身体がさらされていることから HCV 抗体がたくさん作られています（HCV 抗体「高力価」陽性）。しかし、抗体を作る能力には個人差があることから、ごく稀に、HCV キャリアでも抗体があまりたくさん作られていない人（HCV 抗体「中力価」陽性）や、少ししか作られていない人（HCV 抗体「低力価」陽性）も存在します。

一方、HCV に感染して、自然に治った後の人や、HCV キャリアであった人が、インターフェロン治療などにより HCV が身体から完全に駆除されて治った後の人（HCV の既往感染者）では、HCV による免疫刺激が途絶えた時点から年単位の時間をかけて血液中の HCV 抗体は徐々に低下します。その結果、一般に HCV 抗体は「中力価」～「低力価」陽性を示します。

しかし、HCV が身体から駆除されて間もない人（インターフェロン治療後などで）では、まだ血液中に多量の HCV 抗体が存在する（HCV 抗体「高力価」陽性）場合があります。また、逆に、HCV に感染した直後であるために、HCV 抗体陰性、HCV RNA 隆性の時期（HCV 抗体のウインドウ期）にあたる場合もありますが、これは新規の HCV 感染の発生が少ないわが国では、ごく稀なこととされています。

### 4 「HCV 抗体陽性」の血液はすべて感染源となるか？

「HCV 抗体陽性」の血液すべてが感染源となるわけではありません。

「HCV 抗体陽性」の人のうち、「現在 C 型肝炎ウイルス（HCV）に感染している」人の血液は HCV の感染源となります。過去に HCV に感染し、治癒した既往感染者の人の血液は HCV の感染源とはならないことが明らかにされています。このことは、下記の実験によって立証されています。すなわち、供（献）血時の HCV 抗体検査で「HCV 抗体陽性」（ $2^6 \sim 2^8$  HCV PHA 値：「中力価陽性」）であったものの核酸增幅検査（NAT）により HCV RNA が検出されなかった 2

人の供(献)血者由來の新鮮凍結血漿 (Fresh Frozen Plasma : FFP) それぞれ 280ml、270ml 及び同様の供(献)血者 13 人に由来する FFP からそれぞれ 20~25ml ずつをプールして合計 290ml としたものを、3 頭のチンパンジーに輸注したところ、3 頭ともに HCV の感染はみられないとの結果が得られています。 (Katayama K 他、Intervirology. 2004)

この結果は、「HCV 抗体陽性」であっても、NAT による HCV RNA 検査結果等との組み合わせにより「HCV の既往感染」と判定される人の血液は HCV の感染源となることはないことを示していると言えます。

## 5 「HCV 抗体」検査での偽陽性反応は?

現在認可を受けて市販されている各種の C 型肝炎ウイルス抗体検査 (HCV 抗体検査) の試薬を用いた場合、偽陽性 (交叉反応、非特異的反応等により、HCV 抗体「陰性」の検体が「陽性」と判定される場合) はほとんどないと言ってよいでしょう。

しかし、3 に記述したように HCV 抗体陽性者の中には、「現在 HCV に感染している人」(HCV キャリア) と、「HCV に感染したが治ってしまった人」(HCV の既往感染者) とがいることから、HCV 抗体検査そのものの感度をあげるだけでは C 型肝炎ウイルス持続感染者 (HCV キャリア) であるかどうかの正しい診断はできないことがわかっています。特に、HCV 抗体が陽性であっても、HCV 抗体「低力価」と判定される群では、そのほとんどで HCV RNA は検出されない (HCV の既往感染例と判定してよい) ことから、必要以上に HCV 抗体の検出感度が高い (必要以上に低力価の HCV 抗体を検出する) 試薬を用いることは C 型肝炎の診断、予防、治療を目的とする医療の立場からみて意味のことであると言えます。

なお、現在では、HCV キャリアと HCV 既往感染者とを適切に区別するために、血清中の HCV 抗体の量 (HCV 抗体価) を測定することと、HCV コア抗原検査又は核酸増幅検査 (NAT) により HCV の存在を確かめることとを組み合わせて検査する方法が一般に採用されています。

## 6 「HCV 抗体」検査での偽陰性反応は?

現在認可を受けて市販されている各種の HCV 抗体検査の試薬を用いた場合、感染している HCV の遺伝子型 (ジェノタイプ) にかかわりなく、偽陰性 (HCV キャリアであるにもかかわらず HCV 抗体「陰性」と判定される場合) はほとんどないといってよいでしょう。

ただし、HCV 抗体のウインドウ期 (HCV に感染した直後であるために、身体の中に HCV がいても、HCV 抗体が作られる以前の時期) があるため、この期間の検査では感染していても HCV 抗体は検出されないことがあるので注意が必要です。

## 7 HCV コア抗原の検査法は? その意義は?

HCV コア抗原は、外殻（エンベロープ）に被われて HCV 粒子の内部に存在することから、そのままでは検出できません。

また、感染ごく初期（HCV 抗体のウインドウ期：詳しくは 3、6 を御覧下さい。）の人を除いて、一般に HCV に感染している人の血中には HCV 粒子と共に HCV のコアに対する抗体も多量（高力価）に共存することから、単純に検体（血清）中のウイルスの外殻（エンベロープ）を壊してもすぐに HCV コア抗原と抗体の反応が起きてしまい、検出することができなくなってしまいます。

このため、HCV コア抗原を検出するためには、検査に先立って、HCV 粒子それ自体とともに、HCV に対する抗体（免疫グロブリン）をタンパク質の最小単位（ペプチド）の大きさにまで分解する処理をします（前処理）。

この前処理により、HCV のコアペプチドの抗原活性は残りますが、ペプチドの大きさにまで分解された免疫グロブリンは抗体活性を失います。

この性質を利用して、検体（血清）を十分に前処理した後に HCV のコア抗原を酵素抗体法（EIA 法）、化学発光免疫測定法（CLIA 法）などの手段を用いて感度よく検出する方法が第 2 世代の HCV コア抗原の検査法です。

「HCV コア抗原陽性」ということは、その検体（血清）中に HCV が存在する（HCV に感染している）ことを意味します。

第 2 世代の HCV コア抗原検査は、コアペプチド上の異なる抗原決定基を認識する 2 種類のモノクローナル抗体を用いることにより、その感度及び特異度が核酸増幅検査（NAT）による HCV RNA 検査にほぼ匹敵するレベルまで向上したことから、HCV それ自体を検出する目的での日常検査に利用できるようになりました。

## 8 感染してから HCV 抗体検査で「陽性」と判定できるまでの期間は？

感染した C 型肝炎ウイルス（HCV）の量によって多少の差はありますが、チンパンジーを用いた感染実験の結果から、ごく微量（最小感染値：NAT により検出、表示される HCV RNA 量に換算した「絶対量」として 10 コピー）の HCV を感染させた場合でも、約 3.3 か月で HCV 抗体が検出されるようになることが明らかとなりました。（Katayama K 他、Intervirology. 2004）

感染の時期、感染 HCV 量がはっきりしたヒトの例はありませんが、感染してから「HCV 抗体」陽性と判定できるまでの期間はヒトでも約 3 か月前後であると想定されます。

## 9 感染してから HCV コア抗原検査で「陽性」と判定できるまでの期間は？

ヒトへの感染例での詳しいデータはありませんが、チンパンジーを用いた感染実験の結果から、ごく微量（最小感染値：NAT により検出、表示される HCV RNA 量に換算した「絶対量」として 10 コピー）の C 型肝炎ウイルス（HCV）を感染させた場合でも、8 日～9 日目には核酸増幅検査（NAT）により検出される HCV RNA が  $10^3 \sim 10^4$  コピー/ml にまで増加することが明らかとなりました。

また、感染後のチンパンジーを経時的に追跡、観察することにより、感染成立直後のチンパンジーの血中で HCV の量が 10 倍に増えるために要する時間は 1.3 日～

1.8日と増殖のスピードが極めて速いことも明らかとなりました。 (Tanaka J 他、  
Intervirology. 2005)

チンパンジーによる感染実験の結果と、現在一般的に用いられている第2世代のHCVコア抗原の検出感度とを併せて考えると、HCVに感染した場合、少なくとも10日以上経てば HCVコア抗原検査により「陽性」(HCVに感染している)と判定することができます。

### **III 輸血前後の検査と保管検体について**

#### **1 輸血前後の検査は輸血予定患者及び輸血を受けた患者全例に行わなければならぬのでしょうか？**

医師が感染リスクを考慮し、必要と認める場合に行います。したがって、必ずしも全例に行う必要はありません。

なお、年余にわたって頻回に輸血を受ける者、移植、抗がん化学療法、免疫抑制剤を受け、繰り返し輸血を受ける者ではリスクが高いと考えられます。

#### **2 輸血前後の患者血清（又は血漿）の保管の条件と期間はどのように考えればいいでしょうか？**

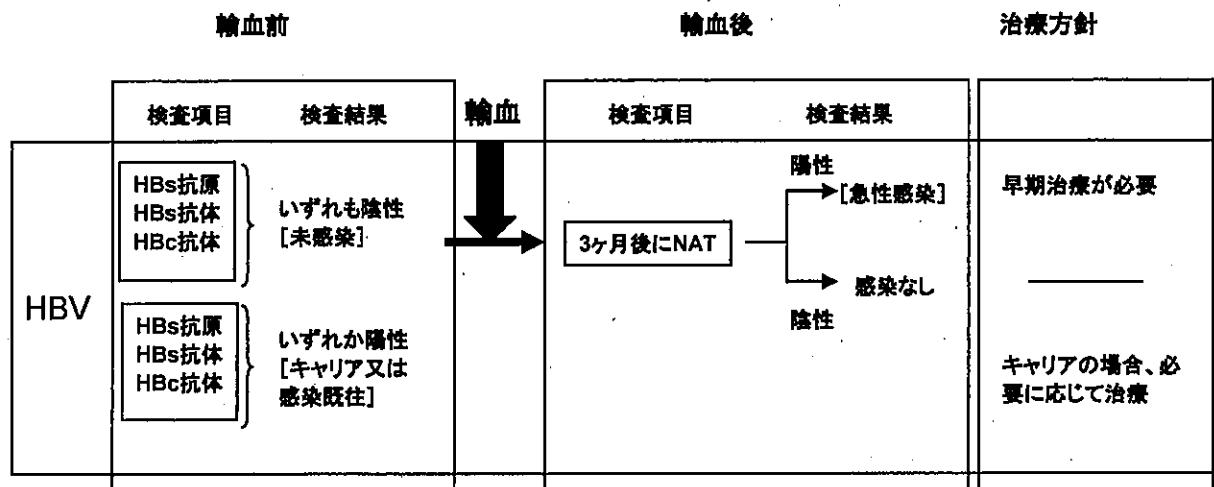
患者血清（又は血漿）の量は約2ml、-20°C以下で、2年間を目安に保管することが望されます。この場合、他の患者や試薬の混入を避けるために、検体を分注する際に検体ごとにピペットを変える必要があります。

なお、保管期間は次章以降ウイルスごとの検査結果ごとに記載してあるので参照して下さい。

#### **3 血漿分画製剤の使用時には感染症検査や患者検体保管は必要ないのでしょうか？**

血漿分画製剤はHBV、HCV、HIVに関してはウイルスの不活化処理が行われていますので、輸血用血液製剤よりも安全性が高いと考えられます。したがって、血漿分画製剤に関しては、今回の感染症検査や患者検体の保管の対象となりません。しかし、リスクが「0」とは言えませんので、感染のおそれのある場合は速やかに副作用感染症報告を厚生労働省へ提出してください。

## IV 輸血前後に実施する検査項目とその意義及び血清検体を医療機関が保存しておくべき期間など（B型肝炎ウイルス：HBV）



### 1 輸血前の検査

HBs抗原検査、HBs抗体検査、HBc抗体検査の3者は、現在認可を受けて市販されている試薬を用い、正しい手技の下に行う限り、その目的が達成できます。

- (1) HBs抗原、HBs抗体、HBc抗体の3者がともに陰性の場合、その人はこれまでにHBVに感染したことなく、また現在もHBVに感染していないことを示しています。この場合は輸血後の検査を行います。
- (2) HBs抗原、HBs抗体、HBc抗体のいずれかが陽性であった時は、輸血後の検査の対象にはなりません。

### 2 輸血後の検査

検体（血清）中にHBVが存在するか否かを知るための検査として、核酸増幅検査（NAT）（核酸増幅検査を伴わない定量測定は除く。）について輸血後3か月を目安に行います。

### 3 検体の保存期間、保存条件

#### （1）輸血前（後）の検査を行った場合：

- HBs抗原
- ① 輸血前の検査で HBs抗体 の「いずれかが陽性」の場合：  
HBc抗体

- HBVに関しては輸血前の検体の保存は不要です。

- 輸血後の検査の対象にはなりません。

② 輸血前の検査で 

HBs 抗原	HBs 抗体	HBc 抗体
--------	--------	--------

 の「3者がともに陰性」の場合：

- 輸血直前の検体（血清又は血漿約 2ml）を-20°Cの冷凍庫又は冷蔵庫の凍結室に凍結保存することが望れます（約 3か月間）。
- 輸血後 3か月を目安に核酸増幅検査（NAT）により HBV DNA を測定します（核酸増幅検査を伴わない定量測定は除く）。

③ 輸血後の検査で「HBV DNA 陰性」の場合：  
○ 輸血前の保存検体はその時点で廃棄可能です。  
○ 輸血後の検査検体もその時点で廃棄可能です。

④ 輸血後の検査で「HBV DNA 陽性」の場合：  
○ その旨を日本赤十字社又は厚生労働省（独立行政法人医薬品・医療機器総合機構）へ届け出るとともに、日本赤十字社などの要請に従って保存しておいた「輸血前の検体」及び「輸血後の検体」を提供します。

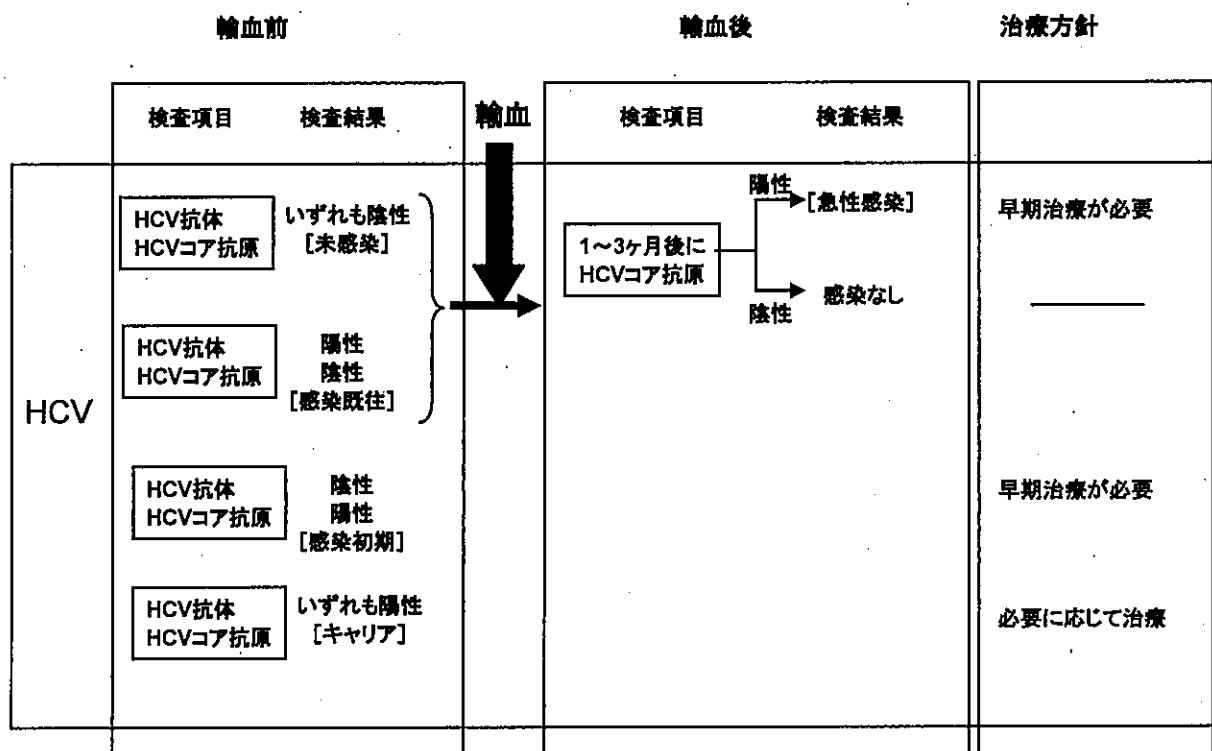
## （2）輸血前後の検査を行わなかった場合：

輸血前後の検査を行っていない医療機関では、当該血液製剤の有効期限+3か月+1か月<sup>(注)</sup>の保存が望れます。最長の場合は、新鮮凍結血漿（FFP）であり、12か月+3か月+1か月<sup>(注)</sup>の保存が必要となります。

「輸血前の検体」及び「輸血後の検体」とも上記の期間、血清又は血漿の状態で-20°Cに保存、冷凍庫がない場合には冷蔵庫の凍結室に凍結保存することが望れます。

（注）追加の 1か月は、他の医療機関において当該血液の輸血による「感染」の疑いが生じた場合の日本赤十字社又は国への「報告」から、当該血液を輸血した受血者の輸血前後の保管検体「提供協力」依頼が通達されるまでに必要と考えられる期間を考慮しました。

**V 輸血前後に実施する検査項目とその意義及び血清検体を医療機関  
が保存しておくべき期間など (C型肝炎ウイルス : HCV)**



### 1 輸血前の検査

HCV 抗体検査は現在認可を受けて市販されている試薬を用い、正しい手技のもとに行う限り、その目的が達成できます。また、HCV コア抗原検査は認可を受けて市販されている第 2 世代の HCV コア抗原測定試薬を用い、正しい手技の下に行う限り、その目的が達成できます。

(1) HCV 抗体の有無にかかわらず、HCV コア抗原が陰性であった場合、その人は現在 HCV に感染していないことを示しています。この場合は輸血後の検査をします。

(2) HCV 抗体の有無にかかわらず、HCV コア抗原が陽性であった場合、その人は、HCV キャリアであるか、ごく稀に HCV 感染の初期であることを示しています。この場合は、輸血後の検査の対象にはなりません。

### 2 輸血後の検査

HCV コア抗原検査は、輸血後 1~3 か月を目安に、輸血前検査に用いたものと同一の試薬を用いて行います。

### 3 検体の保存期間、保存条件

#### (1) 輸血前(後)の検査を行った場合：

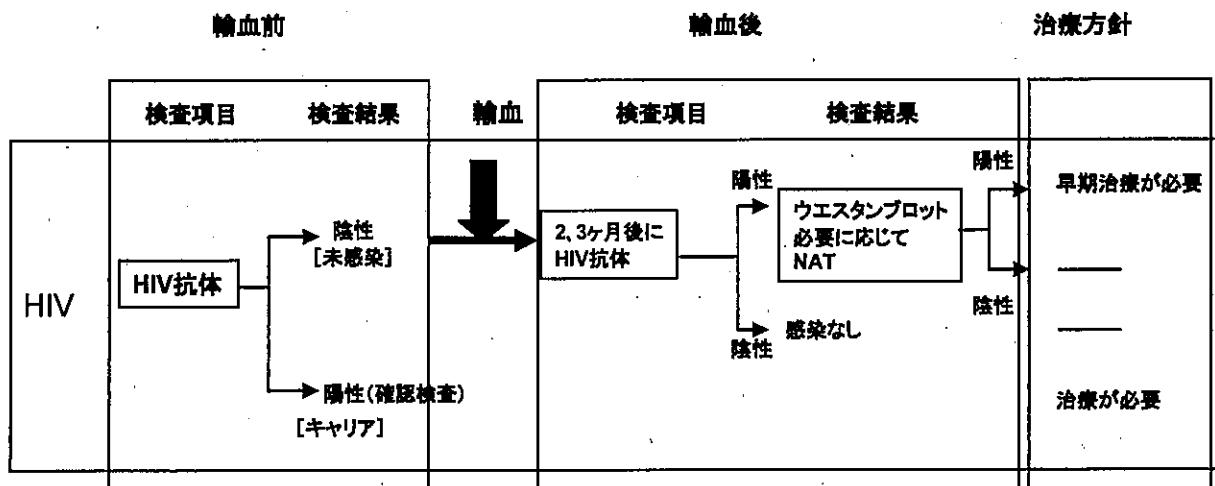
- ① 輸血前の検査で「HCV コア抗原が陽性」の場合 (HCV 抗体の有無にかかわらない)：
  - HCV に関しては輸血前の検体の保存は不要です。
  - 輸血後の検査の対象にはなりません。
  
- ② 輸血前の検査で「HCV コア抗原が陰性」の場合 (HCV 抗体の有無にかかわらない)：
  - 輸血直前の検体 (血清又は血漿約 2ml) を−20°Cの冷凍庫又は冷蔵庫の凍結室に凍結保存することが望されます (保存期間は最長の HBV に準じて約 3 か月間)。
  - 輸血後 1~3 か月を目安に HCV コア抗原を測定します。
  
- ③ 輸血後の検査で「HCV コア抗原陰性」の場合：
  - 輸血前の保存検体は 3 か月目を過ぎてから廃棄可能です。
  - 輸血後の検体は、その時点で廃棄可能です。
  
- ④ 輸血後の検査で「HCV コア抗原陽性」の場合：
  - その旨を日本赤十字社又は厚生労働省 (独立行政法人医薬品・医療機器総合機構) へ届け出るとともに、日本赤十字社などの要請に従って保存しておいた「輸血前の検体」及び「輸血後の検体」を提供します。

#### (2) 輸血前後の検査を行わなかった場合：

輸血前後の検査を行っていない医療機関では、当該血液製剤の有効期限+3 か月+1 か月<sup>(注)</sup>の保存が望されます。最長の場合は、新鮮凍結血漿 (FFP) であり、12 か月+3 か月+1 か月<sup>(注)</sup>の保存が必要となります。  
「輸血前の検体」、「輸血後の検体」とも上記の期間、血清又は血漿の状態で−20°Cに保存、冷凍庫がない場合には冷蔵庫の凍結室に凍結保存することが望されます。

(注) 追加の 1 か月は、他の医療機関において当該血液の輸血による「感染」の疑いが生じた場合の日本赤十字社又は国への「報告」から、当該血液を輸血した受血者の輸血前後の保管検体「提供協力」依頼が通達されるまでに必要と考えられる期間を考慮しました。

## VI 輸血前後に実施する検査項目とその意義及び血清検体を医療機が保存しておくべき期間など（ヒト免疫不全ウイルス：HIV）



### 1 輸血前の検査

HIV 抗体検査は現在認可を受けて市販されている試薬を用い、正しい手技の下に行う限り、その目的が達成できます。

- (1) HIV 抗体が「陰性」の場合、その人は現在 HIV に感染していないことを示しています。この場合は、輸血後の検査を実施します。
- (2) HIV 抗体が「陽性」の場合、ウェスタンブロット法等による確認検査を実施します。
  - ① 確認検査で「陰性」であった場合は、輸血後の検査を実施します。
  - ② 確認検査で「陽性」であった（HIV に感染している）場合は、輸血後の検査の対象にはなりません。

### 2 輸血後の検査

HIV 抗体検査は、輸血後 2~3 か月後を目安に行います。  
 「HIV 抗体陽性」の場合は、ウェスタンブロット法、必要に応じて核酸増幅検査（NAT）による確認検査を行います。

### 3 検体の保存期間、保存条件

- (1) 輸血前（後）の検査を行った場合：
  - ① 輸血前の検査で「HIV 抗体が陽性」、「確認検査でも陽性」の場合：
    - HIV に関しては輸血前の検体の保存は不要です。
    - 輸血後の検査の対象にはなりません。

② 輸血前の検査で「HIV 抗体が陰性」の場合：

又は

「HIV 抗体が陽性」、「確認検査では陰性」の場合：

- 輸血直前の検体（血清又は血漿約 2ml）を−20℃の冷凍庫又は冷蔵庫の凍結室に凍結保存することが望れます（保存期間は最長の HBV に準じて約 3 か月間）。
- 輸血後 2～3 か月を目安に HIV 抗体の検査（「陽性」の時はウエスタンプロット法、必要に応じて核酸増幅検査（NAT）による確認検査）を実施します。

③ 輸血後の検査で「HIV 抗体陰性」

又は

「HIV 抗体陽性」、「確認検査では陰性」の場合：

- 輸血前の保存検体は 3 か月目を過ぎてから廃棄可能です。
- 輸血後の検体は、その時点で廃棄可能です。

④ 輸血後の検査で「HIV 抗体が陽性」、「確認検査でも陽性」の場合：

- その旨を日本赤十字社又は厚生労働省（独立行政法人医薬品・医療機器総合機構）へ届け出るとともに、要請に従って保存しておいた「輸血前の検体」及び「輸血後の検体」を提供します。

**(2) 輸血前、後の検査を行わなかった場合：**

輸血前後の検査を行っていない医療機関では、当該血液製剤の有効期限+3 か月+1 か月<sup>(注)</sup>の保存が望れます。最長の場合は、新鮮凍結血漿（FFP）であり、12 か月+3 か月+1 か月<sup>(注)</sup>の保存が必要となります。

「輸血前の検体」、「輸血後の検体」とも上記の期間、血清又は血漿の状態で−20℃に保存、冷凍庫がない場合には冷蔵庫の凍結室に凍結保存することが望れます。

(注) 追加の 1 か月は、他の医療機関において当該血液の輸血による「感染」の疑いが生じた場合の日本赤十字社又は国への「報告」から、当該血液を輸血した受血者の輸血前後の保管検体「提供協力」依頼が通達されるまでに必要と考えられる期間を考慮しました。

## **VI 輸血前に実施するそれぞれの検査結果の意義と受血者への対応**

輸血前に検査の意義について、輸血後の感染の危険性を含めて、できるだけ分かり易く丁寧に患者さん(受血者)に説明し、検査の了解を得ます。

なお、輸血前に実施する HBV、HCV、HIV の検査結果の意義は下記の通りです。

### **1 HBV**

(1) 「HBs 抗原陰性」、「HBs 抗体陰性」、「HBc 抗体陰性」の場合、その人は、現在 HBV に感染しておらず、また過去に HBV に感染したこともないことを説明します。

また、できれば輸血直前の血清を保存するとともに、受血者に対して(安心を得るために)輸血後 3 か月目を目安に検査を行い、輸血に伴う HBV の感染がなかったことを確認しておくことを勧め、了解を得ます。

(2) 「HBs 抗原陽性」、「HBc 抗体陽性」の場合、その人は HBV の持続感染者(HBV キャリア)である可能性が高いことから、経過を観察し、肝臓の病態についての精密検査を行い、健康管理、必要に応じて治療をする必要があることを説明します。

なお、HBV に関しては輸血直前の血清の保存及び輸血後の HBV の検査は不要です。

(3) 「HBs 抗原陰性」、「HBc 抗体 and/or HBs 抗体陽性」の場合、その人は HBV に感染して(臨床的に)治癒した後の状態(既往感染)であり、今後新たに HBV に感染することはないことを説明します。また、検査の結果、ALT、AST 値の異常を認めなければ、特に経過観察、健康管理等をする必要はないことを説明します。

なお、HBV に関しては輸血直前の血清の保存及び輸血後の HBV の検査は不要です。

### **2 HCV**

(1) 「HCV 抗体陰性」、「HCV コア抗原陰性」の場合、その人は、現在 HCV に感染しておらず、また過去に HCV に感染したことないことを説明します。

また、できれば輸血直前の血清を保存するとともに、受血者に対して(安心を得るために)輸血後 1~3 か月を目安に検査を行い、輸血に伴う HCV の感染がなかったことを確認しておくことを勧め、了解を得ます。

(2) 「HCV 抗体陽性」、「HCV コア抗原陰性」の場合、その人は、過去に HCV に感染し、現在は治った後の状態(既往感染)であること、現在、C 型肝炎に関する限り、健康上何の問題もなく、他人に感染させる恐れもないことを説明します。

また、「HCV 抗体」は感染防御抗体ではない（HCV に対する免疫を獲得している訳ではない）ことから、できれば輸血直前の血清を保存するとともに、受血者に対して（安心を得るために）輸血後 1～3 か月を目安に検査を行い、輸血に伴う HCV の感染がなかったことを確認しておくことを勧め、了解を得ます。

- (3) 「HCV 抗体陽性」、「HCV コア抗原陽性」の場合、その人は現在 HCV に感染していること、このような検査結果を示すほとんどの人は HCV の持続感染者（HCV キャリア）であることから、経過を観察し、肝臓の病態についての精密検査を行い、健康管理、必要に応じて積極的な治療をする必要があることを説明します。

なお、HCV に関しては輸血直前の血清の保存及び輸血後の HCV の検査は不要です。

- (4) 「HCV 抗体陰性」、「HCV コア抗原陽性」の場合、極めて稀なケースですが、HCV 感染のごく初期で、HCV 抗体が出現する前の状態であること、従つて引き続き経過を観察することが大切であることを説明します。

HCV に感染している場合には、約 3 か月以内に HCV 抗体が出現します。HCV 抗体が出現し、その時点において HCV コア抗原も陽性であった場合には、ALT 値の如何にかかわらず、キャリア化阻止を目的とした早期の治療が必要であることを説明し、肝臓専門医の協力を得て治療を受けることを勧めます。

なお、HCV に関しては輸血直前の血清の保存及び輸血後の HCV の検査は不要です。

### 3 HIV

- (1) 「HIV 抗体陰性」の場合、その人は、HIV に感染していないことを説明します。

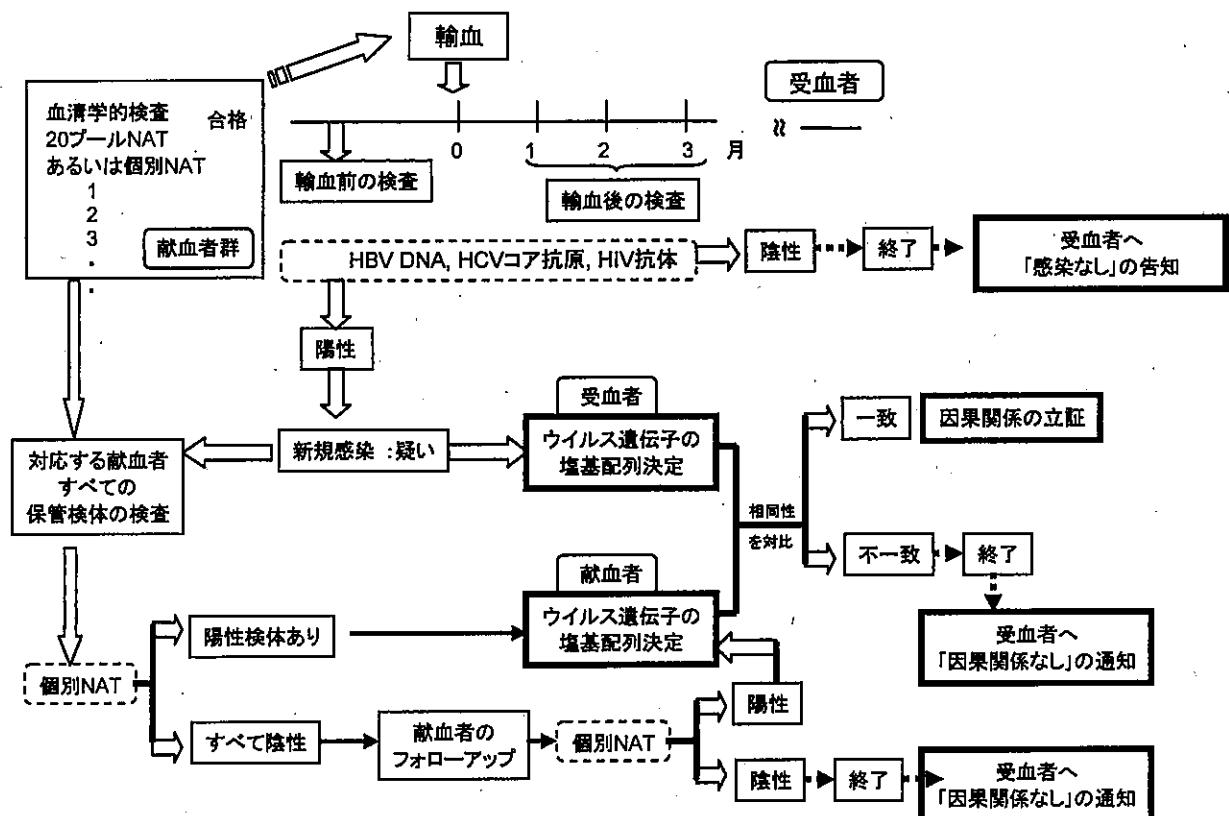
また、できれば輸血直前の血清を保存するとともに、受血者（患者）に対して（安心を得るために）輸血後 2～3 か月を目安に検査を行い、輸血に伴う HIV の感染がなかったことを確認しておくことを勧め、了解を得ます。

- (2) 「HIV 抗体陽性」の場合、まずウェスタンブロットによる確認検査、必要に応じて核酸増幅検査（NAT）による HIV RNA の検査を行います。

確認検査により HIV に感染していないことがわかった場合にはその旨を説明します。なお、この場合はできれば輸血直前の血清を保存するとともに、受血者（患者）に対して（安心を得るために）輸血後 2～3 か月を目安に HIV の検査を行い、輸血に伴う HIV の感染がなかったことを確認しておくことを勧め、了解を得ます。

確認検査により、HIV に感染していることが明らかとなった場合は、その旨を十分に説明し、治療を受けることを勧めます。なお、この場合は HIV に関しては輸血前の血清の保存及び輸血後の HIV 検査は不要です。

## VII 感染の因果関係を解析する手順、結果の判定（診断）など



輸血後の検査で、HBV、HCV、HIV いずれかの「感染疑い」例に遭遇した場合、日本赤十字社は図の手順に従って輸血に用いた血液製剤と受血者の感染の因果関係の解析をすすめます。

### 1 献血時の保管検体を対象とした検査

日本赤十字社は、当該受血者（患者）に輸血した血液製剤の献血者全ての献血時の保管検体を対象として、個別NATによるウイルスの検出を行います。

保管検体中に、該当する「ウイルス陽性」の検体を見出した場合：

ウイルス遺伝子の塩基配列を決定し、別途決定した感染した受血者（患者）の血中のウイルスの塩基配列と対比します。また、必要に応じて、保管検体からウイルス遺伝子のクローニングを行い、複数のクローンについて塩基配列を決定し、受血者（患者）由来の塩基配列と対比します。

### 2 献血者のフォローアップ

保管検体の中に、該当する「ウイルス陽性」の検体がない場合、日本赤十字社は当該受血者（患者）に輸血した血液製剤の献血者（対象者は本ガイドライ

ンに記載)に検査採血(全血で5ml程度)を依頼し、個別NAT等によるウイルスの検出等を行います(検査採血の依頼に当たっては、本ガイドラインに記載されている事項を遵守することが求められます。)。

- (1) 献血者のフォローアップ検体中に、該当する「ウイルス陽性」の検体を見出した場合は「1」に準じた解析を行います。
- (2) 献血者のフォローアップ検体全てが該当する「ウイルス陰性」であった場合、輸血に用いた血液製剤と受血者の感染との「因果関係は無い」と判断します。

### 3 結果の判定(診断)など

日本赤十字社は、

- ① 塩基配列決定部位の妥当性、保管検体中のウイルス遺伝子のクローニングの要、不要等の実験室レベルでの解析手法
- ② 決定された塩基配列の対比による因果関係の確定(診断)等に関して、日赤以外の専門家(ウイルス肝炎の臨床、ウイルスの分子生物学、ウイルス感染の免疫・血清学等の専門家から成る)を置き、助言を求めることとします。

## **IX HBV、HCV、HIV 関連検査の標準化のためのコントロールサーベイ、 その必要性と実施方法など**

輸血用血液製剤等の安全性の確認、更なる安全性の向上を図るために、正しい検査結果に基づいて正しく現状（実態）を把握することが出発点となると言えます。

本ガイドラインの中に記載された HBV、HCV、HIV 関連検査の標準化のためのコントロールサーベイが、下記の手順により実施されることが望ましいと考えられます。

### **1 標準パネル血清**

厚生労働省「安全な血液製剤を確保するための技術の標準化及び血液製剤の精度管理法の開発に関する研究」班作製の標準パネル血清を用います。

この標準パネル血清は、個別の献血者血漿から成る HBV 用、HCV 用、HIV 用各 100 本から成り、下記の特性があります。

#### **(1) 「HBV 用の標準パネル血漿」：**

- ① HBV の感染初期（HBV DNA 陽性、HBs 抗原陰性の血漿）、
- ② HBV キャリア期の血漿、
- ③ HBV の（臨床的）既往感染期の血漿、
- ④ 陰性対照血漿

から成り、日本国内で見出される全ての HBV の遺伝子型（ジェノタイプ）が含まれています。

#### **(2) 「HCV 用の標準パネル血漿」：**

- ① HCV の感染初期（HCV RNA 陽性、HCV 抗体陰性の血漿）、
- ② HCV キャリア期の血漿、
- ③ HCV 既往感染期の血漿、
- ④ 陰性対照血漿

から成り、日本国内で見出される全ての HCV の遺伝子型（ジェノタイプ）が含まれています。

#### **(3) 「HIV 用の標準パネル血漿」：**

- ① HIV の感染初期（HIV RNA 陽性、HIV 抗体陰性の血漿）、
- ② HIV キャリア期の血漿、
- ③ 陰性対照血漿

から成ります。

なお、HBV、HCV、HIV 用の WHO 標準品との同時測定による検査値の評価（検査、測定値の互換性の検定）を済ませてあります。

### **2 コントロールサーベイの対象施設**

民間の衛生検査所のうち、輸血前後の検査を受託する検査所はコントロールサーベイに参加することが望ましいと言えます。

### 3 コントロールサーベイに用いる標準血清

「1」に記述した HBV、HCV、HIV 用標準パネル血漿から適宜選択し、個別献血者由来の検体と、陰性血漿により希釈調製した検体の両者を用います。

### 4 配布する検体のウイルス濃度、抗原価、抗体価

免疫血清学的検査及び核酸增幅検査とともに、本ガイドラインに示された目的にかなう感度及び特異度が確保されていることを確認するために必要と考えられるウイルス濃度、抗原価及び抗体価の検体（検出限界の 10 倍～100 倍の濃度、抗原価、抗体価を目安とするサンプル）をおのおの複数準備します。

### 5 検査項目

HBV : HBs 抗原、HBV DNA\*

HCV : HCV 抗体、HCV コア抗原、HCV RNA\*

HIV : HIV 抗体、HIV RNA\*

※ HBV DNA (NAT) を優先して実施するものとします。

### 6 実施の実際

コントロールサーベイの機関を定め、各施設へ検体を送付、検査結果を回収して評価。必要に応じて民間の衛生検査所に対して指導、助言を行い、感度、特異度の維持、向上を図ります。

実施に当たっては、プロトコールの作成、検体の配布、検査結果の評価等を行う委員会（専門家から成る第三者委員会）を組織することが必要になります。

